資料２

令和８年度匝瑳市地域公共交通計画　別紙（地域間幹線）（案）

令和７年６月〇〇日

（名称）匝瑳市地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表１」を添付
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表２」を添付
６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 協議会の開催状況と主な議論

令和３年　３月２３日　地域公共交通計画策定について（承認済）
令和５年１０月２６日　地域公共交通計画改定について（承認済）
令和７年　６月２４日　計画別紙について（承認済）

15. 利用者等の意見の反映状況

ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。

16. 協議会の構成員

匝瑳市（副市長、企画課長、福祉課長、都市整備課長）、京成バス千葉イースト株式会社営業部長、ジェイアールバス関東株式会社成田空港支店長、有限会社八日市場タクシー常務取締役、有限会社ササモト監査役、有限会社干潟タクシー専務取締役、東日本旅客鉄道株式会社成東駅長、一般社団法人千葉県バス協会専務理事、一般社団法人千葉県タクシー協会専務理事、匝瑳市区長会副会長、社会福祉法人匝瑳市社会福祉協議会副会長、匝瑳市シニアクラブ連合会会長、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官、千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通担当課長、千葉交通労働組合書記長、東日本旅客鉄道労働組合バス関東本部議長、千葉県匝瑳警察署交通課長、千葉県海匝土木事務所次長、日本大学理工学部非常勤講師

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）千葉県匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2
（所　属）匝瑳市環境生活課市民協働班
（氏　名）[redacted]
（電　話）0479-73-0088
（e-mail）k-shimin@city.sosa.lg.jp

令和８年度匝瑳市地域公共交通計画別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点（主な経由地）	１．目的・必要性	２．定量的な目標・効果	３．目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	ジェイアールバス関東株式会社	多古本線	八日市場･成田（多古本町･三里塚･芝山千代田）	・匝瑳高校、多古高校への通学や国保多古中央病院への通院 ・成田駅周辺への通勤・通学・買い物 ・三里塚地域の旅客の通勤、通学、買い物 ・JR 成田駅や八日市場駅などの交通結節点へのアクセス	令和 7 年度と比較して収支率 1%以上改善	関係自治体及び学校等と連携を図り、イベントや広告媒体を活用することで利用促進に努める。	令和 8 年 4 月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						Web 定期券の販売促進を行う。	令和 8 年 4 月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						高校進学等を控えた市内の中学 3 年生に対し、バスの時刻表等の情報を掲載したリーフレットを配布し、バス利用の促進を図る。	令和 7 年 10 月以降実施	成田市
						高校生に対しバスの時刻表や Web 定期券等の情報を記載したチラシを配布する。	令和 8 年 3 月実施	匝瑳市
						市ホームページや公共交通ニュースでバス情報の掲載や匝瑳市総合公共交通マップを公共施設やイベントなどで配布し、バスの周知及び利用促進を行う。	令和 7 年 10 月以降実施	匝瑳市
						ホームページで、路線図・時刻表など路線バスに関する情報提供を実施する。	令和 7 年 10 月以降実施	多古町
						町内イベント等において路線バス乗り方教室を開催する。	令和 7 年 10 月以降実施	多古町
						町民に対し、バス路線の情報を掲載したリーフレットを配布する。	令和 7 年 10 月以降実施	多古町
						イベント等に絡めて観光利用のモデルコースを設定・広報し、需要を喚起する。	令和 7 年 10 月以降実施	多古町
						芝山町地域公共交通計画に基づく路線の維持として、町ホームページ等の情報発信により利用促進を図っていく。	令和 7 年 10 月以降実施	芝山町

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

8年度

都道府県（市区町村）	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	特例措置
匝瑳市	ジェイアールバス関東株式会社	(1)　多古本線	7,982.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合　計			7,982	

（注）

1．本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。

2．「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5．ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3．補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（ 記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	ジェイアールバス関東株式会社

令和　8 年度

1．申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	[redacted]	千円	営業外収益	[redacted]	千円	経常収益(イ)	[redacted]	千円
	営業費用	[redacted]	千円	営業外費用	[redacted]	千円	経常費用(ロ)	[redacted]	千円
	営業損益	[redacted]	千円	営業外損益	[redacted]	千円	経常損益	[redacted]	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	[redacted] km						経常収支率	[redacted]	%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	[redacted]	千円	営業外収益	[redacted]	千円	経常収益(イ')	[redacted]	千円
	営業費用	[redacted]	千円	営業外費用	[redacted]	千円	経常費用(ロ')	[redacted]	千円
	営業損益	[redacted]	千円	営業外損益	[redacted]	千円	経常損益	[redacted]	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	[redacted] km						経常収支率	[redacted]	%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	[redacted]	千円	営業外収益	[redacted]	千円	経常収益(イ")	[redacted]	千円
	営業費用	[redacted]	千円	営業外費用	[redacted]	千円	経常費用(ロ")	[redacted]	千円
	営業損益	[redacted]	千円	営業外損益	[redacted]	千円	経常損益	[redacted]	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	[redacted] km						経常収支率	[redacted]	%

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
千葉	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	円　銭	円　銭	円　銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
千葉	[redacted]	491 円　40 銭	491 円　0 銭	[redacted]	[redacted]
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭

3．旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4．の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	
		基準期間の　年度	／3	

4．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数 ( ) ①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ－(リ＋ヌ＋ル))÷チ＝ヲ
千葉	1	無	多古本線	八日市場駅	多古・三里塚・芝山千代田	成田駅	365 日	1,095.0 回 (3.0)	5.8	17.4 人	往35.4km 復35.7km	(平均) 35.5km		(平均)			(平均)		(平均)		(平均)			100.000%
合計			系統								往35.4km 復35.7km	35.5km											

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象経常収益の見込額
							補助金交付要綱別表2（注）4．の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
						ノとノ″のいずれか少ない額 ノ	基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1＋コ)×フ＝g	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2（注）4．の適用後のキロ当たり経常収益 ノ′－h＝ノ″	(d+e+f)/3 =ノ′	経常収益 ヤ″	実車走行キロ マ″	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ″÷マ″＝d	経常収益 ヤ′	実車走行キロ マ′	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ′÷マ′＝e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	
			（チ－(リ＋ヌ)）÷チ＝ヲ′	ワ	へ×ワ以下の額:カ														ノ×ワ以上の額:ヨ
千葉	1	無	100.000%	78,219.5 km	38,437,062円	287円.30銭	0円.00銭	0円.00銭	287円.30銭	287円.30銭	45,269,890円	154,769.8 km	292円.49銭	42,504,442円	154,875.1 km	274円.44銭	39,276,964円	133,155.4 km	294円.97銭	22,472,462 円
合計				78,219.5 km	38,437,062円						45,269,890円	154,769.8 km		42,504,442円	154,875.1 km		39,276,964円	133,155.4 km		22,472,462 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カ－ヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヲ′＝ツ′	ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ
千葉	1	無	15,964,600 円	17,296,677 円	15,964,600 円	15,964,600 円	15,964,600 円	円	15,964 千円	7,982.0 千円	[redacted] 円	[redacted] 円
合計			15,964,600 円	17,296,677 円	15,964,600 円	15,964,600 円	15,964,600 円	円	15,964 千円	7,982 千円	[redacted] 円	[redacted] 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千葉	1	無	7,982,000円	[redacted]	0円	0.0%	0円	0.0%	[redacted]	[redacted]	
合計			7,982,000円	[redacted]	0円	0.0%	0円	0.0%	[redacted]	[redacted]	

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。

8.「補助金交付要綱別表2（注）4．の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。

9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。

10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5．ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。

16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

20.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
　また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
　（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1．補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
　ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2．補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
　ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3．地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4．旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4．の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

ジェイアールバス関東㈱　多古本線

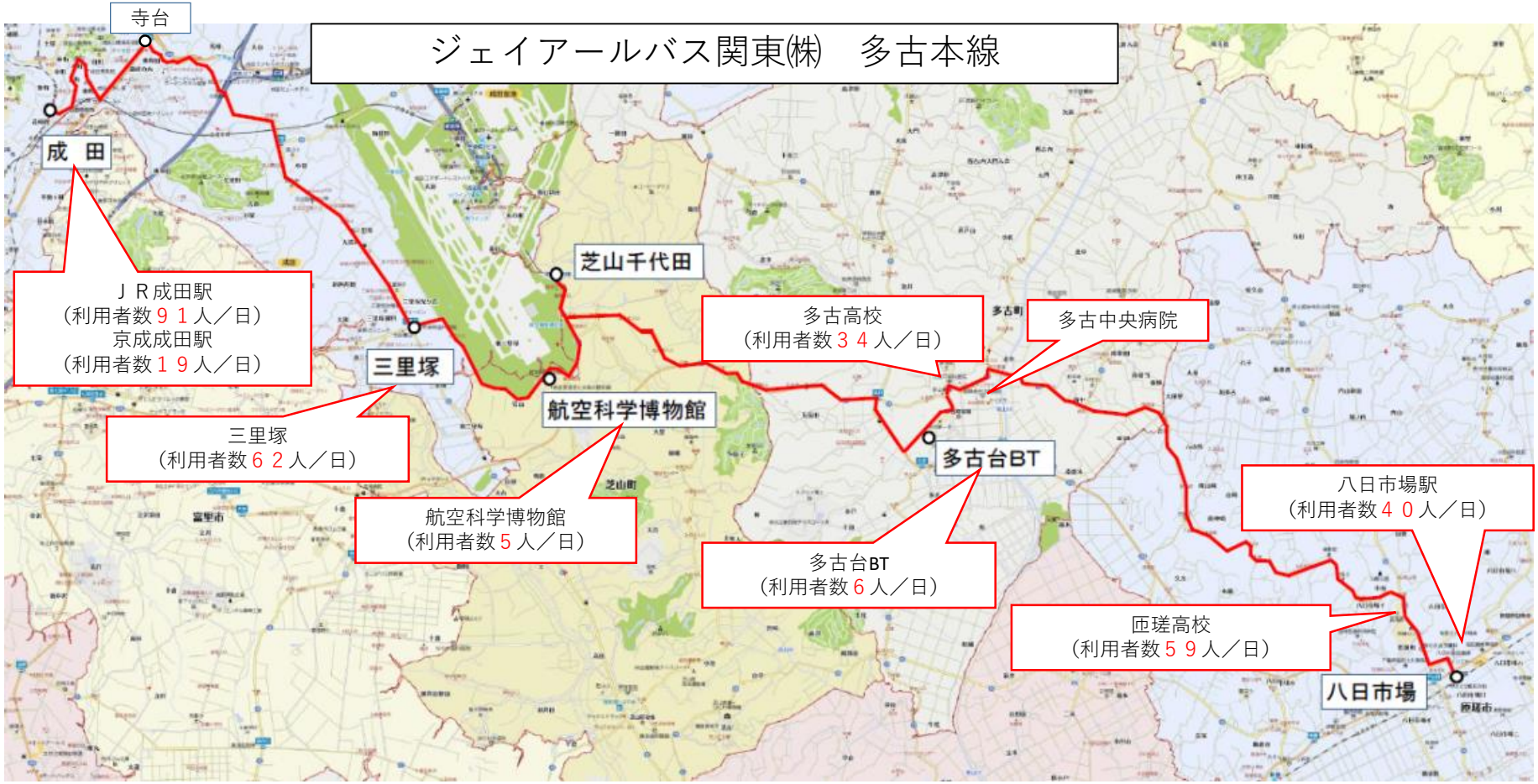

【再編後の公共交通ネットワーク】

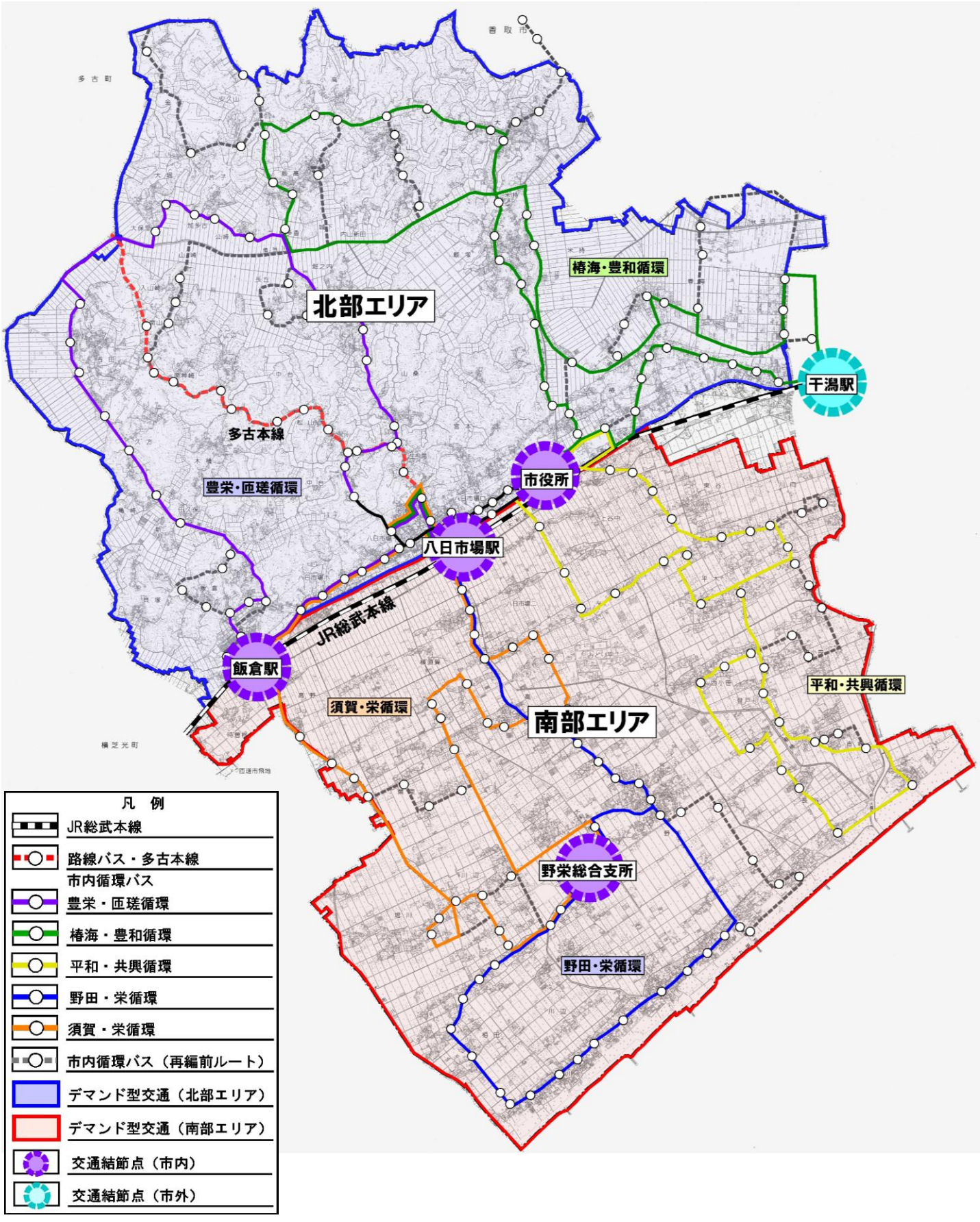

【事業６】路線バスの利用促進

①事業概要

路線バス・多古本線は、八日市場駅と成田駅を結ぶ広域な移動を担う重要な幹線公共交通として、運行している。なお、バス事業者の財政負担だけでは、当該路線の運行を維持することは難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）などを活用し、維持する。

また、市ホームページでのバス利用の情報提供を行うとともに、沿線の千葉県立匝瑳高等学校の生徒に対し、バスの時刻表や定期券などの情報を記載したチラシを配布する。

②実施主体：バス事業者、千葉県、匝瑳市、近隣市町

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）						
		令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
路線バスの利用促進	実施	→	→	→	→	→	→	→

目標③　利用しやすい公共交通環境の整備

【事業７】交通結節点の機能強化

①事業概要

交通結節点である八日市場駅、飯倉駅、匝瑳市役所及び野栄総合支所は、乗り場での行き先表示の情報提供の改善や、各交通機関の乗継案内、待合空間の整備について充実を図るとともに、乗継抵抗の軽減に資するよう、乗継時間や運賃負担などについて検討する。

特に匝瑳市の玄関口である八日市場駅は、高速バス、路線バス、市内循環バス及びタクシーなど多様な交通手段同士の乗換えが円滑になるよう、乗換案内看板の設置など交通結節機能の強化を図る。なお、乗継ダイヤについては、通学や通院、買い物などの実態に即したダイヤとなるよう、バス事業者と協議・調整を行う。

②実施主体：匝瑳市、交通事業者

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）						
		令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
交通結節点の機能強化	整備内容検討、協議・調整、実施	→	→	→	→	→	→	→

（５）計画目標の達成状況を評価するための評価指標

計画の達成状況を評価するため、各目標に対し、以下のように評価指標を設定する。

基本方針	目標	評価指標	現状値	目標値	備考
1 広域アクセスやまちづくりとの連携を図った利便性の高い公共交通網の構築を目指す	①拠点間及び地域間の連携強化に資する公共交通網の形成	市内循環バス利用者数 ※令和５年４月１日～再編	―	41,756人	※１
		デマンド型交通１日平均利用者数 ※令和５年４月１日～運行開始	―	26.4人	※２
		地域交通利用料助成事業利用者数 ※現状値：令和元年度	821人	979人	※３
		公共交通サービス全般の利用者満足度 ※現状値：令和２年８月	36.6%	39.2%	※４
		市内循環バス利用者満足度 ※現状値：令和２年８月	74.1%	79.3%	※５
	②広域アクセスの強化	八日市場駅１日平均乗車人員 ※現状値：令和元年度	1,762人	1,674人	※６
		高速バス（銚子東京線） 年間乗降者数 ※令和４年９月17日～運行開始 ※令和５年６月１日～改正	―	16,548人	※７
		路線バス（多古本線） 年間乗降者数 ※現状値：令和４年６月22日調査	101,470人	102,485人	※８
2 各公共交通機関同士の相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指す	③利用しやすい公共交通環境の整備	交通結節点整備箇所数	―	４箇所	※９
	④利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供	運行情報案内に関する利用者満足度 ※現状値：令和２年８月	41.8%	44.7%	※10
		商業施設などとの連携による 利用促進活動の導入件数	―	１件以上	※11
3 多様な主体との連携によるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指す	⑤地域全体で支える公共交通の構築	乗り方教室参加者数	―	延150人以上	※12
		市内循環バス収支率 ※現状値：令和元年度	10.6%	12.0%	※13
		公共交通への公的資金投入額 ※現状値：令和元年度	8,057万円	8,057万円 以内	※14

※１　令和２年度利用者数×再編による減少率見込み95%（６路線→５路線）
※２　１日１台当たりの利用者数13.2人×２台
※３　900人＋｛（900人－821人）÷４年間×４）注）900人：第２次匝瑳市総合計画・令和５年度目標値
※４　市民アンケート調査による鉄道、路線バス・市内循環バス、高速バス及びタクシーの運行サービス満足度（利用者）のうち、各項目における「満足」＋「やや満足」の割合を年に１%のペースで向上
※５　市内循環バス利用者アンケート調査による運行サービスに対する満足度のうち、「満足」＋「やや満足」の割合を年に１%のペースで向上
※６　令和元年度１日平均乗車人員×直近３年間利用者減少率５%を維持
※７　市内バス停の（令和５年６月１日～令和５年９月３０日）乗降者数×３
※８　（八日市場駅～JR成田駅）１日の乗降者数278人×365日×1.01
※９　交通結節点として位置付けた八日市場駅、飯倉駅、匝瑳市役所、野栄総合支所の４箇所
※10　市民アンケート調査による鉄道、路線バス・市内循環バス、高速バス及びタクシーの運行サービス満足度（利用者）のうち、運行情報案内で「満足」＋「やや満足」の割合を年に１%のペースで向上
※11　商業施設などとの連携サービスを１件以上実施
※12　乗り方教室を令和５年度から年１回参加者30人程度、延べ５回実施
※13　直近５年間平均収支率12%
※14　現況公的資金投入額：市内循環バス7,143万円＋地域交通利用料助成事業914万円

6　計画の達成状況の評価

（1）目標の達成状況や社会情勢の変化に伴う計画の見直し

「匝瑳市地域公共交通計画」の推進に当たり、交通事業者の運転手の高齢化や担い手の不足などにより、公共交通ネットワークの維持・確保が困難な状況にある中で、今後人口減少社会における交通事業者の生産性の向上へ向けた移動の仕組みや自動運転などの先進技術開発など「人の移動」に関する社会情勢は大きく変革することが予想される。

このため、社会情勢を踏まえ、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善する「ＰＤＣＡサイクル」の仕組みにより進行管理を実施し目標の達成を目指す。

本計画のＰＤＣＡサイクルの実行は、「匝瑳市地域公共交通活性化協議会」において実施し、施策に係る関係者（市民、交通事業者、行政など）が施策効果の検証結果を共有する。

なお、評価・検証については、「毎年実施するＰＤＣＡ」と、「計画の最終年度に実施する目標達成度に対するＰＤＣＡ」による二重の組み合わせで進行管理を行う。

○事業実施状況の評価（年に１回実施）

公共交通への取組や運行状況について、事業の実施状況の評価を毎年度実施する。

○目標達成度の評価（計画期間最終年度に実施）

計画の目標値との比較により、事業の達成状況を検証する。ただし、公共交通の利用ニーズや利便性は、主な目的地である商業施設・病院などの整備、道路改良などのハード整備による周辺状況の変化に影響を受けやすいため、利用状況やニーズなどを把握・分析し、必要に応じて見直し・改善を図る。

■ＰＤＣＡサイクルの概念

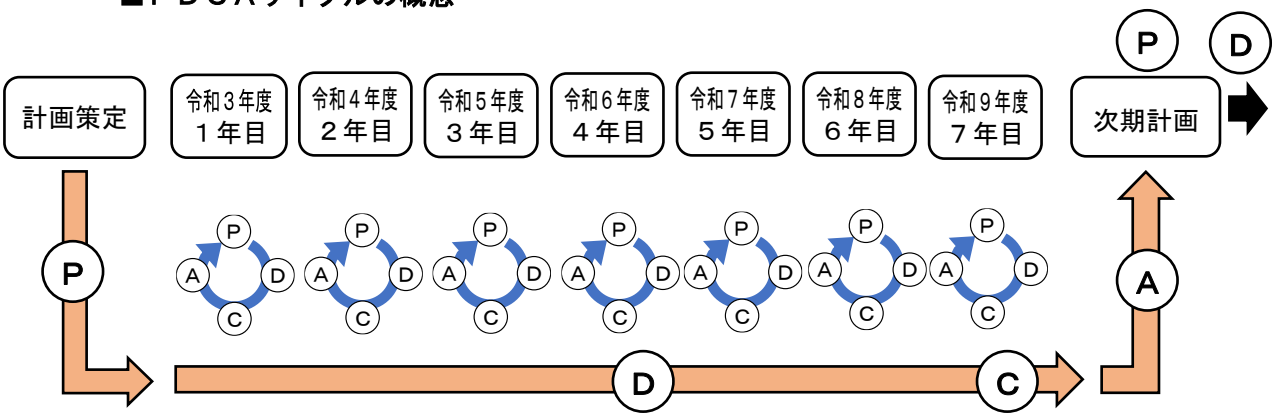

■各ＰＤＣＡサイクルの概要

項目	事業実施状況の評価	目標達成度の評価
Ｐ（計画）	各路線などの運行計画の策定 各種施策の検討	匝瑳市地域公共交通計画の策定
Ｄ（実行）	地域公共交通の運行 各種施策の実施	計画に掲げる各種施策の実施
Ｃ（評価）	運行・利用状況の評価 施策実施効果の評価	各種施策の実行による効果（目標値の達成状況）の評価
Ａ（改善）	運行の見直し 各種施策の見直し	匝瑳市地域公共交通計画の見直しの検討

（２）評価の方法及びスケジュール

計画期間におけるＰＤＣＡサイクルの具体的なスケジュールと、検証するための調査概要は次の通りとする。

本計画の評価は、最終年度（令和９年度）に事業者から提供された利用実績や各種アンケート調査などから、計画及び公共交通網の評価を実施し、実施事業の見直し及び新たな事業を追加し、次期計画を策定する。

公共交通機関の利用状況や本計画に定めた事業の実施結果に関する評価については、毎年度実施するものとする。

■評価スケジュール　（年度）

項目		令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
関連調査評価方法	利用者数実績・整理	○	○	○	○	○	○	○
	市民アンケート調査							○
	市内循環バス利用者アンケート調査				○			○
事業実施状況の評価		○	○	○	○	○	○	○
目標達成度の評価								○
計画・目標値の見直し※								○
匝瑳市地域公共交通活性化協議会の開催		○	○	○	○	○	○	○

※必要に応じて適宜計画・目標値の見直しを実施

■評価指標と関連調査評価方法との関係

目標	評価指標	関連調査評価方法		
		利用者数実績・整理	市民ｱﾝｹｰﾄ調査	市内循環バス利用者ｱﾝｹｰﾄ調査
①拠点間及び地域間の連携強化に資する公共交通網の形成	市内循環バス利用者数	○ ※１		
	デマンド型交通１日平均利用者数	○ ※１		
	地域交通利用料助成事業利用者数	○ ※１		
	公共交通ｻｰﾋﾞｽ全般の利用者満足度		○	
	市内循環バス利用者満足度			○
②広域アクセスの強化	八日市場駅１日平均乗車人員	○ ※１		
	高速バス（銚子東京線）年間乗降者数	○ ※１		
	路線バス（多古本線）年間乗降者数	○ ※１		
③利用しやすい公共交通環境の整備	交通結節点整備箇所数	○ ※２		
④利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供	運行情報案内に関する利用者満足度		○	
	商業施設などとの連携による利用促進活動の導入件数	○ ※２		
⑤地域全体で支える公共交通の構築	乗り方教室参加者数	○ ※２		
	市内循環バス収支率	○ ※３		

	公共交通への公的資金投入額	○ ※3		

※1　事業者からのデータ提供

※2　整備箇所数、導入件数及び参加者数の把握

※3　事業者からのデータ提供及び一般会計決算から算出

■関連調査概要

種別	主な調査項目
市民アンケート調査	・回答者の属性 ・日常の移動のしやすさと日常生活の移動実態 ・公共交通（鉄道、路線バス・市内循環バス、高速バス、タクシー、デマンド型交通）の利用実態と意識・要望 ・公共交通の今後のあり方
市内循環バス利用者アンケート調査	・利用者属性 ・利用特性（乗車・降車バス停、往復利用有無、利用頻度、利用目的） ・運行サービスの満足度と改善して欲しいサービス